

会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 平成30年3月6日(火) 開会 午前 9時00分

閉会 午後 零時18分

出席者 委 員 委員長 大 谷 好 一

針 谷 正 夫 氏 家 晃 長 芳 孝

入 野 登志子 大 武 真 一 岡 賢 治

高 岩 義 祐

議 長 海老原 恵 子

傍 聴 者 広 瀬 昌 子 小久保 かおる 白 石 幹 男

中 島 克 訓

事務局職員 事務局長 稲 葉 隆 造 議事課長 金 井 武 彦

主 査 中 野 宏 仙 主 任 岩 川 成 生

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

建設水道部長	鈴木	木進
建設水道部副部長	大塚	孝一
都市整備部長	渡邊	慶
都市整備部技監	國保	能克
参事兼道路河川整備課長	田中	良一
道路河川維持課長	河田	正雄
土木管理課長	田中	修
公園緑地課長	齊藤	昌巳
下水道業務課長	寺内	国雄
下水道建設課長	益田	弘之
水道業務課長	高橋	礼子
水道建設課長	福田	健治
都市計画課長	深津	悟
都市計画課主幹	高野	義宏
市街地整備課長	石塚	昌平
住宅課長	大野	和久
建築課長	柿沼	宏和

平成30年第1回栃木市議会定例会

建設常任委員会議事日程

平成30年3月6日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第20号 栃木市移住体験施設条例の制定について
- 日程第 2 議案第36号 栃木市都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第37号 栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第38号 栃木環状線沿道サービス特別用途地区建築条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第 5 議案第47号 市道路線の認定について
- 日程第 6 議案第48号 市道路線の変更について
- 日程第 7 議案第50号 指定管理者の指定について（栃木市総合運動公園）
- 日程第 8 議案第54号 工事請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第55号 工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第 9号 平成29年度栃木市一般会計補正予算（第6号）（所管関係部分）
- 日程第11 議案第14号 平成29年度栃木市下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第16号 平成29年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第 1号 平成30年度栃木市一般会計予算（所管関係部分）
- 日程第14 議案第 7号 平成30年度栃木市水道事業会計予算
- 日程第15 議案第 8号 平成30年度栃木市下水道事業会計予算

◎開会及び開議の宣告

○委員長（大谷好一君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（大谷好一君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（大谷好一君） 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第20号 栃木市移住体験施設条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第20号 栃木市移住体験施設条例の制定についてご説明をさせていただきます。議案書は46ページ、議案説明書はその1の4ページであります。

初めに、議案説明書4ページをごらんください。提案理由につきましては、移譲希望者等が本市の生活を実体験できる施設を設置するため、栃木市移住体験施設条例を制定することについて議会の議決を求めるというものであります。参照条文につきましては、省略させていただきます。

それでは、議案書の46ページをごらんください。栃木市移住体験施設条例を次のように制定したいというものであります。

条文についてご説明させていただきますので、47ページをごらんください。第1条は、本市における生活体験を通して移住を促進し、もって地域の活性化を図るため、移住体験施設を設置すると、設置の目的を定めております。

第2条は、移住体験施設として2つの施設の名称と位置を定めており、万町移住体験施設とは、山車会館向かい側にあり現在整備を進めております旧綿忠はきもの店であります。また、次の入舟町移住体験施設とは、既に稼働しております愛称「蔵の街やどかりの家」であります。

第3条は、利用者の範囲を定めた規定であり、移住体験施設を利用することができる者を、本市

への移住または2地域居住の体験のために一時的な滞在をする者、本市における生活体験をする者、地域の活性化を推進する活動を行う者などと定めております。

第4条は、休館日に関する規定であり、12月29日から1月3日を休館日と定めておりますが、現実には年末年始を栃木市で過ごしたいと考える方がいらっしやいまして、やどかりの家では平成28年、平成29年、いずれも年末に入居された方がいましたので、利用希望者がいる場合には、ただし書きにより休館日を変更して、利用者の要望に応えたいと考えております。

第5条は、利用の承認に関する規定であり、移住体験施設を利用しようとする者はあらかじめ市長の承認を受けなければならないこと、次の48ページに移りまして、第2項で、市長は、必要に応じて利用の承認に条件を付することができることと定めております。

第6条は、利用承認の制限に関する規定であり、公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあるときなどは施設の利用を承認しないというもので、他の施設条例にも見受けられる規定であります。

第7条は、使用料に関する規定でありまして、利用者は、規則で定める額の使用料を納付しなければならないと定め、具体的な金額につきましては規則に委任しておりますが、規則では1日当たり2,000円、一月最大3万円と定めております。

第8条から第11条につきましては、他の施設条例にも見受けられる規定でありまして、第8条は、市長が必要と認めるときは使用料を減免できるという規定であり、第9条は、この条例や規則に違反するなど利用者に不適切な行為があった場合に利用承認を取り消すことができるというもの、第10条は、利用者の過失などにより施設等に被害を与えたときは、損害を賠償しなければならないというもの、第11条は、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めるという委任規定であります。

最後に、附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

入野委員。

○委員（入野登志子君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

確認なのですが、今つくっているところのほうで、万町の4番のほうは完成はいつごろになるのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 大野住宅課長。

- 住宅課長（大野和久君） 現在整備を進めている万町の施設につきましては、今月中に完成いたします。具体的には、今月29日の木曜日に完成の記念式典を行うという予定で進めておりますので、それ以前には整備のほうは完了いたします。
- 委員長（大谷好一君） 入野委員。
- 委員（入野登志子君） 大変楽しみにしています。料金が1日2,000円で、1カ月が3万円だったのですけれども、この利用する期間というのは決まっていたのでしょうか。
- 委員長（大谷好一君） 大野住宅課長。
- 住宅課長（大野和久君） 期間については具体的に決めておりません。利用者の意向を尊重して、なるべく利用者の望む期間泊まっていただきたいというふうに考えておりますけれども、現実には余り長期間1人の方が滞在されますと他の利用者が利用できないということで、実際には一月以内という形で運営をしております。
- 委員長（大谷好一君） ほかに質疑はありませんか。
針谷副委員長。
- 副委員長（針谷正夫君） 第8条に、市長が必要と認めるときは、この限りでないみたいなことが書いてありますが、どんなことを想定していますか。
- 委員長（大谷好一君） 大野住宅課長。
- 住宅課長（大野和久君） 現実にやどかりの家であった事例をお話ししますと、例えば県のほうで移住体験施設の懇談会、名称で言いますと、元気フォーラムというのを、知事がいらっしゃって、県のほうで使ったことがありますけれども、そのようなもの、または報道機関などが利用する場合など、市のPRなどにつながるような、そういうことについては減免するというふうな対応をしております。
- 委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。
- 副委員長（針谷正夫君） 第2条、名称及び位置のところですが、これまでの施設は蔵の街やどかりの家ということですが、今度の場合はどういうふうな名称をお考えなのかどうか。あれば教えてくださいたいと思います。
- 委員長（大谷好一君） 大野住宅課長。
- 住宅課長（大野和久君） 入舟町の施設につきましては、もう既にやどかりの家という愛称がかなり定着しましたので、万町のほうにつきましても現在愛称を募集しております。3月9日ということで、もう約一月ほど募集期間が過ぎましたけれども、既に50件ほどは遠方からもいろんなアイデアが届いておりますので、その中で決定して、3月29日のオープン記念式典の際に発表したいと思っております。
- 委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。
- 副委員長（針谷正夫君） 失礼しました。了解しました。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 実績についてお伺いしたいと思いますけれども、やどかりはここ1年とか半年とかちょっとあると思うのですけれども、その実績をお伺いしたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） やどかりの家は平成28年4月から運営を開始いたしました。約2年近くたとうとしておりますけれども、これまでに46組、延べ117名の方が利用されております。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） やどかりの施設の広さとか、ちょっと概略でいいですから、見たことがないものですか、教えてください。

○委員長（大谷好一君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） 昭和25年に建築された平家建ての和風のつくりでございます。中につきましては、ちょっと詳細なデータはございませんけれども、4畳半の部屋と、あとは6畳間が2つ、あとダイニングキッチン、あとお風呂、トイレ等が完備しております。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第20号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第2、議案第36号 栃木市都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

齊藤公園緑地課長。

○公園緑地課長（齊藤昌巳君） おはようございます。ただいまご上程いただきました議案第36号 栃木市都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書は123ページ、議案説明書はその2の26ページでございます。

初めに、議案説明書その2の26ページをごらんください。まず、提案理由でございますが、都市公園法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

次に、改正の概要であります。1、都市公園に設ける公園施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならないこととすること（第1条及び第7条関係）、2、規定の整理を行うこと（第2条関係）であります。参照条文につきましては、省略させていただきます。

続きまして、27ページ、28ページをごらんください。条文の新旧対照表でございますが、改正案であります28ページをごらんください。第7条でございますが、現行の第7条を第8条とし、第6条の次に、新たな第7条といたしまして、運動施設の敷地面積の基準を定めました「政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする」の1条を、政令で定める割合を参酌した上で加えております。

次に、条文の規定の整理を行うため、第1条中では、「第4条第1項」の次に「並びに都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第8条第1項」を加え、第2条中には現行の「都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）」を「政令」に改めるというものでございます。

続きまして、議案書の123ページをお開きください。こちらは、栃木市都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとするというものであります。

続きまして、124ページをお開きください。こちらは、栃木市都市公園法に基づく都市公園及び都市公園の設置の基準を定める条例（平成24年栃木市条例第48号）の一部を次のように改正するというものであります。改正内容につきましては先ほどの議案説明書の新旧対照表の内容でご説明をさせていただいておりますことから、省略させていただきます。

最後に、附則についてであります。改正された都市公園法施行令が平成29年6月15日に既に施行されており、速やかに条例改正の施行を行う必要がありますことから、公布の日から施行するというものであります。

以上で栃木市都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

す。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

入野委員。

○委員（入野登志子君） 済みません。今回割合が100分の50とするということなので、これになると今までの条件に影響があるのかどうかお伺いいたします。

○委員長（大谷好一君） 齊藤公園緑地課長。

○公園緑地課長（齊藤昌巳君） 今現在栃木市内にある運動公園につきましては、栃木の総合運動公園、あと大平の運動公園、岩舟総合運動公園、あと藤岡の渡良瀬運動公園、西方の総合公園等が該当するわけですが、この中で既に整備されていることから、現在の敷地面積に対する割合につきましては最高で今現在大平の運動公園が45.6%となっており、今回の100分の50については満足しているというふうに考えております。どこも影響なしと……

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑ありませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） ちょっと確認ですが、新たにこういうふうな50%を超えてはならないという規定をつくったという考え方はわかるような気がするのですが、運動公園といえども施設、緑とかそういうところを多く、半分以上はしなくてはいけないよというような、改めて出てきた規則というか、この考え方についてはどのように理解すればよろしいでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 齊藤公園緑地課長。

○公園緑地課長（齊藤昌巳君） 先ほどもご説明したように、都市公園法という法律で今現在公園を管理しておりまして、都市公園法上は100分の50というのは現在制定されておりました。去年、平成29年6月15日に都市公園法が改正になりまして、その基準に基づく100分の50というのを、各自自治体で100分の50という法律に基づく数値を参照して条例で決めなさいというように法令が改正になったものですから、今回市の条例の中に100分の50というのを制定したわけです。

以上です。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。
ただいまから議案第36号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。
したがって、議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第3、議案第37号 栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

柿沼建築課長。

○建築課長（柿沼宏和君） おはようございます。よろしく申し上げます。

続きまして、ただいまご上程いただきました議案第37号 栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明させていただきます。議案書は125ページ、議案説明書はその2の30ページをお開きください。

最初に、議案説明書をごらんください。提案理由は、大田和東地区計画の区域内における建築物の制限を定めるため、栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要は、建築物の用途等に関する制限が適用される地区整備計画区域内に大田和東地区整備計画区域を加えること、同地区整備計画区域内における建築物の用途の制限等を定めることとでございます。参照条文は省略させていただきます。

続きまして、31、32ページをお開きください。条文の新旧対照表でございますが、右の改正案をごらんください。まず、別表第1に、大田和東地区整備計画区域を加えるというものです。これは、本条例が適用される区域について定めるものでございます。

次に、別表第2でございますが、建築基準法の一部の改正に伴い、引用条文の整理を行うものです。

続きまして、少し飛びまして、35、36ページをお開きください。右の改正案をごらんください。この表は別表第2でございますが、この表に大田和東地区整備計画区域を加えるというものです。これは、建築基準法第68条の2に、市町村は、地区計画区域内において、建築物の敷地、構造、用途等に関する事項で地区計画の内容として定められたものを、条例でこれに関する制限として定めることができると規定しており、今年1月に大田和東地区整備計画が都市計画が決定されたため、

本条例において都市計画で決定された区域内における建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度、建築物の壁面の位置の制限及び建築物の高さの制限などを定めるものでございます。

制限の内容をご説明しますので、36、38ページをあわせてごらんください。まず、改正案、左から3列目、大田和東地区整備計画区域内における用途の制限では、工場、倉庫、事務所、車庫、それらに附属するものなど、これらの用途以外のものは建築することができないというものです。また、改正案右から3列目、敷地面積の最低限度を1,000平方メートル、右から2列目、建築物の壁面の位置の制限として、地区境界線及び道路境界線までの距離を2メートル以上及び隣地境界線までの距離を1メートル以上とし、建築物の高さの制限として、地盤面から10メートル以下とするものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、127ページをお開きください。附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するというものです。

以上で栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） ちょっと確認させていただきますけれども、1つは、大田和東地区というのがどこにあるのかわかっていないのですけれども、概略の位置とか番地がわかりましたら、ちょっとお伺いします。

○委員長（大谷好一君） 柿沼建築課長。

○建築課長（柿沼宏和君） この地区につきましては、旧岩舟町の中心部から南西約1キロのところ
に位置しまして、50号沿いになります。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 都市計画の中で地区整備を行うということで区域に組み入れられたわけですね。それはそれでいいと思うのですけれども、わかるような気がするのですけれども、その背景とか狙いがあったら教えてください。

○委員長（大谷好一君） 柿沼建築課長。

○建築課長（柿沼宏和君） まず、地区計画なのですけれども、こちらは市街地のスプロール化、そういうものを防止する、あと地区の特性を生かすというようなことで地区計画を定めるわけなのですけれども、この地域については、先ほども述べましたように、工場、倉庫、そういったもので

しかない。あと、高さなんかも制限しまして、その地区に見合った景観なんかも含めた、あとは用途なんかも含めたもので、工場をまず立地する。それに附随する倉庫等を立地して、ある程度都市の統一化、そういったものを狙ったものでございます。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第37号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第4、議案第38号 栃木環状線沿道サービス特別用途地区建築条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

柿沼建築課長。

○建築課長（柿沼宏和君） 続きまして、ただいまご上程いただきました議案第38号 栃木環状線沿道サービス特別用途地区建築条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明させていただきます。議案書は128ページ、議案説明書はその2、40ページをお開きください。

最初に、議案説明書をごらんください。提案理由は、建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木環状線沿道サービス特別用途地区建築条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要は、引用条文の整理を行うことでございます。参照条文は省略させていただきます。

続きまして、41、42ページをお開きください。条文の新旧対照表でございますが、右のページの改正案をごらんください。建築基準法の一部改正に伴いまして、条例第2条中、第48条「第10項」を「第11項」に、第3条第1項第5号中、「第137条の18第2項第1号」を「第137条の19第2項第1号」にそれぞれ改正するものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、129ページをごらんください。附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するというものです。

以上で栃木環状線沿道サービス特別用途地区建築条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法をお願いいたします。

質疑ありませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） ちょっと一、二点お伺いしたいと思うのですが、まず1つは、沿道サービス特別用途地区というのは具体的にはどの辺を指すのか、概略でいいですから、まずお伺いしたい。

○委員長（大谷好一君） 柿沼建築課長。

○建築課長（柿沼宏和君） こちら栃木環状線で、ちょっと地名でいきますと、イオンあたりからずっと吹上、大森のほうに向かう、その沿道です。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 129ページですけれども、第48条中第10項というのは、準工業地域をやめて、これは工業地域にする。別表第二（ぬ）を別表第二（る）に変えるということですが、これは準工業地域をやめて工業地域に変えるという趣旨ですよ、内容は。

○委員長（大谷好一君） 柿沼建築課長。

○建築課長（柿沼宏和君） 趣旨としては、準工業地域、これは変わりません。それで、建築基準法において用途地域というのがあるので、それに田園住居地域というものが加わったもので、その条項が1つずつずれるというもので、準工業地域については変わりません。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） いや、条例を読み込んでいくと、第48条、これは建築基準法ですよ。建築基準法第48条第11項は工業地域内という規定になっていると思います。そういうことになると、工業地域にするという条例変更と思ったのですが、どうでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 高野都市計画課主幹。

○都市計画課主幹（高野義宏君） 済みません。管轄外ですが、申しわけございません。多分大武委員がごらんになったのは改正前の建築基準法で、建築基準法を改正されまして、準工業地域がもともと10項だったのが11項、それに合わせて条例も変えないと、逆に、おっしゃるとおり、今度は別な用途地域を示すことになってしまうので、それで変えるという流れです。

以上です。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第38号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第5、議案第47号 市道路線の認定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

田中土木管理課長。

○土木管理課長（田中 修君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第47号 市道路線の認定についてご説明いたします。議案書は152ページ、議案説明書はその2の98ページでございます。

初めに、議案説明書その2の98ページをお開きください。市道路線の認定についてであります。提案理由でございますが、栃木地域内において、栃木県が県道整備事業により跨線橋の側道として整備した移管予定の道路、民間開発行為により市へ帰属予定の道路、大平地域内の道路改良事業により跨線橋の側道として整備した道路について、道路法第8条第1項の規定に基づき市道として認定するため、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。参照条文につきましては、省略させていただきます。

続きまして、98ページの市道路線認定位置図であります。市道13483号線から市道13487号線の5路線につきましては、大宮町と平柳町3丁目地内において、栃木県が施行して平成28年12月に開通した都市計画道路小山栃木都賀線大宮工区の道路整備事業に伴い整備された側道であり、これらは平成29年2月16日に栃木県知事と取り交わしをいたしました事業実施に伴って生ずる側道区間に引き継ぎに関する覚書に基づき、市が側道の移管を受けて管理することから、市道の認

定を行うものであります。

市道13483号線、市道13484号線、市道13486号線、市道13487号線の4路線は、鉄道高架となっている跨線橋道路の東西の側道として整備された道路であります。また、市道13486号線につきましては、跨線橋高架下の部分を東西に横断できるように自転車、歩行者専用として整備された道路であり、合計5路線で、延長が約790メートルであります。

続きまして、100ページの市道13488号線につきましては、大塚町から惣社町地内において、国府北小学校の北側から民間開発行為により整備され、市に帰属される予定の道路について、県道小山都賀線から市道まで一体的に管理するために認定を行うもので、延長が約410メートルであります。

続きまして、次の101ページをお開きください。市道21211号線から市道21214号線の4路線につきましては、大平町川連地内において、市が整備して平成26年2月に開通した市道1001号線の跨線橋部分に整備された側道であり、市道1001号線との管理区分を明確に分けるために市道の認定を行うもので、合計4路線で延長が670メートルであります。

位置図につきましては、以上でございます。

次に、議案書に戻りまして、152ページをお開きください。ただいま認定位置図にてご説明をいたしました10路線を市道として認定したいというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 直接関係はしていないのですが、例えば一度に5つの路線が認定をされようとしております。これは、例えば電車と言えば、上りから下り、東北に行くときには一番前の車から1、2、3、4、5、6と6号車となり、この路線のつけ方、例えば北のほうが番号が早くなるとか、そういうのは全くないのですか。もしそういうルールでもあれば、私たちが図面を見たときにわかることがあるかと思いますが、それは全くない。上がってきた順序に従ってその路線の番号を、ここで言えば483、484、485とつけていくのか。ここに5路線ありますが、この5路線のつけ方とか、そういうルールというのはあるのですか、ないのですか。単なるペーパーの上とか、県のほうから出てきたものというか、こちらでつくったもので順々につけているのかどうかお尋ねします。

○委員長（大谷好一君） 田中土木管理課長。

○土木管理課長（田中 修君） ただいまのご質問にお答えいたします。

これにつきましては、市道の再編も行っておりますけれども、各それぞれの地域のエリア別で通

し番号になっておりまして、特に北から順ということではございませんで、あとは地番的な問題がありまして、その若番とか、起点と終点がございまして、その若番ごとに先に番号を振るような形をとっているところがございます。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 了解しました。そうすると、同じところで番号の若いほうが地番が若いという情報は、我々は例えばこういった路線図を見たときには、そういったことを読み取ることができるということでもいいわけですね。

○委員長（大谷好一君） 田中土木管理課長。

○土木管理課長（田中 修君） 特に若番ということではっきり区分けはされておられません。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑はありませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） 市道21214号線の終わり方、黒丸のところで実は私の友人がけがをしまして、ここで半年以上頭で入院したという経過がありまして、市道管理について。坂になっているのですよ、ここはずっと。巻き込み防止用のあれがあるのを気がつかずに朝乗り上げて、意識不明の重体になったのです。ですから、そういう意味では市道の管理というのはきちっとやっぱりやってもらわなくてはいけないし、危ないところは……ここは危ないと思うのです。だから、ここは十分に気をつけていただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか、市道管理……

○委員長（大谷好一君） 大武委員、ただいま路線の認定についてを議題といたしておりますので、そういうお話は後で個人でやってください。

○委員（大武真一君） 済みません。要望です。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第47号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第6、議案第48号 市道路線の変更についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

田中土木管理課長。

○土木管理課長（田中 修君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第48号 市道路線の変更についてご説明いたします。議案書は153ページ、議案説明書はその2の102ページでございます。

初めに、議案説明書その2の102ページをお開きください。市道路線の変更についてであります。提案理由でございますが、岩舟地域及び大平地域において県道と市道の管理区分変更を行った道路、大平地域内の道路改良事業により整備された道路、藤岡地域において用途を変更した道路並びに部屋南部地区指定緊急避難場所整備事業地に隣接する道路について、道路法第10条第2項の規定に基づき市道路線の変更をするため、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。参照条文につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、104ページをごらんください。市道路線の変更、路線一覧であります。平成28年度から市道の再編に伴って新しい市道路線名になりましたので、旧路線名を併記した一覧を参考に添付しましたので、ごらんください。

続きまして、105、106ページをごらんください。市道路線の変更位置であります。変更前が左のページ、変更後が右のページとなっております。以降のページにつきましても同様であります。

市道2068号線につきましては、岩舟町小野寺地内において県道栃木佐野線と市道との管理区分が変更となるもので、終点の位置を北に変更するものであります。

続きまして、107ページ、108ページの市道2069号線につきましては、岩舟町小野寺地内において県道中岩舟線との管理区分が変更になるもので、起点を南に変更するものであります。

続きまして、109、110ページをごらんください。市道2096号線につきましては、大平町富田地内において県道栃木藤岡線と市道との管理区分が変更になるもので、起点の位置を西に変更するものであり、大平地域と岩舟地域の境界付近に位置するため、起点が大平町富田から岩舟町静和に変更になるものでございます。

続きまして、111ページ、112ページをお開きください。市道2139号線につきましては、大平町川連地内において、市道認定議案でもご説明いたしましたように、市が整備して平成26年2月に開通した市道1001号線の側道に取りつけられた市道であり、整備後の路線の形状に合わせて今回市道の路線を変更するものでありまして、起点を南に変更するものであります。

続きまして、113、114ページの市道3332号線につきましては、藤岡町藤岡地内において民有地内

を通る市道の現況が未供用となっているとともに、今後につきましても道路として使用しないことから市道路線の変更を行うもので、起点を西側に変更するものでございます。

続きまして、115、116ページをお開きください。市道3404号線につきましては、藤岡町部屋地区内において、巴波川左岸の堤防付近において部屋南部地区指定緊急避難場所の整備に伴い、堤防沿いの道路を整備区域の西側につけかえることから市道の変更を行うもので、起点を南側に変更するものであります。

路線変更前後の位置図につきましては、以上でございます。

次に、議案書に戻りまして、153ページをお開きください。先ほど市道路線の変更位置図でご説明いたしました6路線につきましては、市道の路線を変更したいというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第48号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第7、議案第50号 指定管理者の指定について（栃木市総合運動公園）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

齊藤公園緑地課長。

○公園緑地課長（齊藤昌巳君） ただいまご上程いただきました議案第50号 指定管理者の指定につ

いてご説明させていただきます。議案書は156ページ、議案説明書はその2の120ページでございます。

初めに、議案説明書その2の120ページをお開きください。まず、提案理由でございますが、栃木市総合運動公園の管理を行わせる指定管理者に株式会社メディカルフィットネスとちの木を指定することについて議会の議決を求めるというものであります。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の156ページをお開きください。議案第50号 指定管理者の指定についてであります。次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるというものであります。

指定管理者に指定を行わせる公園の施設の名称につきましては、栃木市総合運動公園であります。また、指定管理者に指定する団体につきましては、栃木市野中町553番地、株式会社メディカルフィットネスとちの木、代表取締役早乙女勇であります。指定期間につきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間であります。

今回の指定につきましては、これまでの管理実績において管理状況評価が良好であったことから、自動更新制度の適用により、継続してさらに5年間の指定管理を行わせたいというものであります。

以上で議案第50号 指定管理者の指定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑ありませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） 今の説明のとおり、評価替えということで自動更新になりました。けれども、課題がないわけではなくて、テニスコートの料金体系とか、その辺の改正というか改良というのはあったのかどうかで、まずお伺いしたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 齊藤公園緑地課長。

○公園緑地課長（齊藤昌巳君） 今回の指定の条件の中にはテニスコート云々についてはございませんが、前回議員のほうから、去年一般質問であったように、テニスコートの料金につきましては今栃木市内でも各地域によってちょっと違うところがあるものですから、その辺は今後統一したいということでうちのほうは考えております。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） ちょっと、1つは要望なのですが、小山地区のテニスコートとかが安いので

で、そちらに行くとかいうような話もあって、早目にその辺の改定はお願いしたいと思いますので、これは要望でいいです。お願いします。

それと、もう一つは、ここに、これは、債務負担行為は5年間、ここに書いていないのだけれども、予算書に書いてありますよね。5年間こういうふうな形でお願いするということについて、通常的には債務負担行為を、予算にのっているのだと思うのだけれども、ちょっと探してもないのですけれども、その辺の考え方はどうなのでしょう。

○委員長（大谷好一君） 齊藤公園緑地課長。

○公園緑地課長（齊藤昌巳君） 債務負担行為につきましては、今回の補正予算で上げてございます。債務負担期間につきましては、平成31年から平成35年までということで上げております。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 要望ですけれども、こういうふうに議会に対して議決を求めるときには、1つの資料として、ここに、額はこれでやりましたよというような、5年間分の料金もここに書いていただくと非常に検討しやすいし、反省しやすいではないですか。あちこち個々を見るとということもそれはいいけれども、なるべくそういうふうな方向でお願いしたいなと思っています。これは要望で結構です。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第50号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第8、議案第54号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

石塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（石塚昌平君） ただいまご上程いただきました議案第54号 工事請負契約の締結について、追加議案書及び追加議案説明書によりご説明申し上げます。議案書は1ページ、議案説明書は2ページから5ページであります。

初めに、議案説明書の2ページをお開きください。提案理由であります、（仮称）地域交流センター整備建築工事の工事請負契約を、栃木市大町18番12号、大木・荒川特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社大木組代表取締役大木敬と締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、次の3ページが工事概要と位置図、4ページが立面図と断面図、5ページが平面図となっております。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。1ページをお開きください。工事請負契約の締結についてであります。1の契約の目的につきましては、（仮称）地域交流センター整備建築工事であります。

2の契約の方法につきましては、事後審査型条件つき一般競争入札であります。

3の契約金額につきましては、7億5,438万円であります。

4の契約の相手方につきましては、栃木市大町18番12号、大木・荒川特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社大木組代表取締役、大木敬であります。

なお、本件の入札に参加しました業者数は5つの共同企業体で、落札率は97.49%であります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑はありますか。

大武委員。

○委員（大武真一君） これは市長も、追加議案となったことについて申しわけないという話がありました。1つはその件なのですけれども、入札の経過です。十分余裕を持ってこれは入札に入ったはずなのですけれども、結果的に第1回目は不調ということで、おくれてしまった。この辺の経過についてまずお伺いしたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 石塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（石塚昌平君） ご質問にお答えをしたいと思います。

最初の入札、当初の入札の経過でございますけれども、12月15日に入札依頼をしております。市街地整備課より契約検査課のほうへ依頼をしております。その内容ですが、建築工事、電気、機械

設備、一括として入札を依頼しております。この理由としましては、大規模な改修工事でありまして、実施設計においてコンクリートの劣化とかそういった調査を可能な限り行っておりましたが、工事の施工段階で、設計時点で予見できない状況等もあるという想定がされましたので、建築、電気、機械工事を調整が相当必要だということで、一体的な対応が必要ではないかということで、一括の発注をしたという状況でございます。

契約検査課のほうで、1月9日、選考委員会、1月10日に入札の公告をされまして、1月18日までに参加申し込み、参加申請を提出という期限が設けられたわけですけれども、そこには参加業者がいない、不調ということになりましたので、再度そこから再入札を行ったという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） このくらいは、3つ合わせると約10億円ですよ。普通は建築、機械、電気はそれぞれ別に発注しますよね、今回のとおりですね。ここは今おっしゃったように連携し、いろいろ打ち合わせしながらやっていく必要があるのだと。そういう中で、普通は10億円程度、5億円以上ぐらいだと思っただけけれども、全部おのおの機械、電気、建築組ませてやるのだけれども、今回は特別にそういう調整が必要なので一括でやったということですね。今の話はね。それをもう一回確認させてください。

○委員長（大谷好一君） 石塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（石塚昌平君） 特にこの旧栃木中央小学校につきましては、昭和54年から3カ年にわたる建築工事ということで、第1期、第2期、第3期という一括の工事年次でございません。そのため、やっぱり現場にコンクリートの劣化とか施工不良等、いろいろその現場現場で変わってくるということで、相当担当課としても心配をしておりました。そういった中で建築工事、電気、機械を分けるということになると、なかなか責任のなすり合いというのですか、工事をやっていく中で、これは電気のほうでおさめろよ、これは機械のほうで責任を持って担当してくれよというふうな、これは調整がなかなか難しい場面に出くわす状況も考えられましたので、一括で工事を発注したいという担当課の希望でございました。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） わかりました。そういうことであれば、そのほうがいいかもしれませんね。ただし、結果的には電気が不参加ということになって、不調になったわけですよ。それについては、これは今、市が目標とした、きちっと3つでまとめてやるということについては頓挫するわけですよ。それはそれで仕方がないということなのだろうと思いますけれども、その辺は業者さんとの、参加しないものはしょうがないということで諦めたということに考えてよろしいわけですか。

その辺はちょっと、市の指導力とか指導もどうなのかという形もあるけれども。

○委員長（大谷好一君） 石塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（石塚昌平君） 結果として、望んでいた一括発注が難しいという状況にありましたので、今現在行われている3つに、建築、電気、機械という3つの工事に分けて発注をという検討になったわけですが、それに至る理由ですが、今回の整備工事割合でいきますと、11億円ぐらいな全体工事の割合で建築工事が70%、機械が18%、電気に至っては12%になってございます。いわゆるJVを組んだときの出資比率が条件に付されていまして、最初の一括発注のときに最低の支出比率が20%という条件で入札を行っていたという結果でございまして、電気の場合は12%の工事比率でございますから、なかなか負担が多くて、そういうものも一括発注にそぐわないと。電気のほうがなかなか手を挙げられなかったという推測がされるところでございます。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 結果的には、分割発注しましたら1億4,000万円ぐらいですか、電気は。結局JVでまたこれも落とした、落ちたということで今、1億5,000万円以内なのでこの議案には上がっていないですけども、そっちはそちらで動いているということですよ。

わかりました。そういうことの中でこれはきちっとやってもらわなくてはいけないわけですけども、そういう、結果的に、私はいつも申し上げていますが、97.49%とか、こういう高い落札率が果たして本当にきちっとした競争性の中で来ているのかというのは私はいつも疑問に思っているのですけれども、その辺どのようにお考えでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 石塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（石塚昌平君） 担当課としましては、今、市の入札におきまして予定価格を事前公表しております。その中で各JV、企業体が真摯に積算をしまして、適正な価格で応札をしているというふうに担当課は考えております。この入札方法も事後審査型という状況でございますので、ちゃんと審査をされて落札という結果になったと思いますので、この97.5%という落札率は決して高いという状況ではないというふうに担当課は思っております。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 要望を1点言わせていただきたいと思います。

課長は高くないという話もありますけれども、世間一般的には、私は高い。これは東京都の土地の例を見ても、あの辺を見ても高いです。そういう意味では、私は1つ要望ですけども、検討をお願いしたいと思うのは、以前に戻して、事前公表はやめて、事後公表に予定価格をしたらどうかというような思いも、こんなに高いので、あるのです。ぜひ予定価格の事後公表を検討してもらえればなと思っていますので、よろしく願います。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようですから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

大武委員。

○委員（大武真一君） 今少し申し上げましたけれども、私はやはりこの97.49%という落札率は世間相場に比してもかなり高いというふうに思われます。そういう意味では、なかなか賛成することはできない。

加えて、契約の過程がやはり、課長はあのようにおっしゃいましたけれども、私は不透明な感じがしますので、これを了解するというにはなりません。よろしくお願いします。

○委員長（大谷好一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようですから、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第54号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

{	賛 成	針谷正夫 氏家 晃 長 芳孝 入野登志子 岡 賢治
		高岩義祐
	反 対	大武真一

○委員長（大谷好一君） 起立多数であります。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第9、議案第55号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

石塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（石塚昌平君） ただいまご上程いただきました議案第55号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。議案書は6ページ、議案説明書は7ページから10ページであります。

初めに、議案説明書の7ページをお開きください。提案理由であります、（仮称）地域交流センター整備機械設備工事の工事請負契約を、栃木市錦町7番10号、日向野・安藤特定建設工事共同企業体、代表者、有限会社日向野設備工業代表取締役、日向野忠士と締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。参照条文に

つきましては、説明を省略させていただきます。

なお、工事概要につきましては、記載のとおりであります。また、8ページ以降の位置図等は議案第54号と同じであります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の6ページをお開きください。工事請負契約の締結についてであります。1の契約の目的につきましては、(仮称)地域交流センター整備機械設備工事であります。

2の契約の方法につきましては、事後審査型条件つき一般競争入札であります。

3の契約金額につきましては、1億9,688万4,000円であります。

4の契約の相手方につきましては、栃木市錦町7番10号、日向野・安藤特定建設工事共同企業体、代表者、有限会社日向野設備工業代表取締役、日向野忠士であります。

なお、本件の入札に参加した業者数でございますが、5つの共同企業体で、落札率は94.99%であります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長(大谷好一君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大谷好一君) ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

大武委員。

○委員(大武真一君) 先ほどの建築の考え方と、私は先ほども述べたのですけれども、この工事落札率が94.99%と非常に高いということと、この落札の経過に至る経緯が私にとっては非常に不透明な感じがするものですから、賛成することはできないのです。

○委員長(大谷好一君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大谷好一君) ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第55号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

賛 成	針谷正夫 氏家 晃 長 芳孝 入野登志子 岡 賢治
	高岩義祐
反 対	大武真一

○委員長（大谷好一君） 起立多数であります。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時09分）

○委員長（大谷好一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時25分）

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第10、議案第9号 平成29年度栃木市一般会計補正予算（第6号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構であります。

田中参事兼道路河川整備課長。

○参事兼道路河川整備課長（田中良一君） ただいまご上程いただきました議案第9号 平成29年度栃木市一般会計補正予算（第6号）のうち所管関係部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたしますので、90、91ページをお開きください。8款1項1目土木総務費についてご説明いたします。補正額は766万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。1行目の職員人件費の補正につきましては、職員課所管となりますが、職員の給与について不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

以下、職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

続きまして、2目建築指導費についてご説明いたします。補正額は768万8,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。建築確認台帳等電子化事業費につきましては、建築確認台帳等電子化事業委託費の入札執行残を減額するものであります。

次のページをお開きください。2項1目道路橋りょう総務費につきましてご説明いたします。補正額は1,690万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。2行目の道路台帳整備委託費につきましては、道路台帳補正業務委託の入札執行残の減額が主なものであります。

続きまして、2目道路維持費についてご説明いたします。補正額は1,908万6,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。1行目の市道各号線道路維持補修事業費につきましては、工事請負費について入札執行残を減額するものであります。

次の舗装修繕事業費につきましては、工事請負費について入札執行残を減額するものであります。

次の道路付属物点検事業費につきましては、国庫補助額の確定に伴い、惣社歩道橋修繕工事が対象外となったことから、工事請負費を減額するものであります。

続きまして、3目道路新設改良費についてご説明いたします。補正額は1億9,362万2,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。3事業目の市道13249（C268）号道路改良事業費（栃木川原田町）につきましては、測量設計業務委託等の入札の結果、不用額が生じたため、測量設計等委託料を減額するものであります。

次の市道2065（209）号線道路改良事業費（栃木平井町）につきましては、建物調査再算定の結果、不用額が生じたため、建物等調査算定委託料、市道拡幅用地購入費及び物件移転等補償金を減額するものであります。

次の市道1024（114）号線道路改良事業費（栃木吹上町・宮町・皆川城内町）につきましては、用地取得に際し関係者との調整に期間を要することから、建物等調査算定委託料、市道拡幅用地購入費及び物件移転等補償金を減額し、また道路改良工事の入札の結果、不用額が生じたため、市道拡幅工事費を減額するものであります。

次の市道2033（T56）号線合戦場工区道路改良事業費（都賀合戦場）につきましては、用地取得に際し関係者との調整に期間を要することから、建物等調査算定委託料、市道拡幅用地購入費及び物件移転等補償金を減額するものであります。

次の市道1033（106）号線交通安全施設整備事業費（栃木大宮町）につきましては、用地取得に際し関係者との調整に時間を要するため、また国庫補助事業の要望額に対し内示額が満たなかったため、建物等調査算定委託料、交通安全施設整備用地購入費及び物件移転等補償金を減額するものであります。

次の市道1066（F6）号線道路改良事業費（藤岡富吉1区）につきましては、国庫補助の要望額に対し内示額が満たなかったため工事請負費の減額及び物件の移転補償に不用額が生じたため、物件移転等補償金を減額するものであります。

次の市道1030（107）号線交通安全施設整備事業費（栃木本町・城内町1丁目）につきましては、用地取得に際し関係者との調整に時間を要することから、交通安全施設整備用地購入費、物件移転等補償金を減額するものであります。

次のスマートインターチェンジ整備事業費につきましては、ネクスコ東日本施行で舗装詳細設計と標識基本設計を新たに実施することとなったことから事業協定負担金を増額し、また市の施行する用地測量、物件調査業務の進捗に合わせ、委託料を減額するものであります。

次の市道43386（T①—247）号線道路改良事業費（都賀合戦場）につきましては、用地取得に際し関係者との調整に時間を要することから、建物等調査算定委託料、市道拡幅用地購入費及び物件移転等補償金を減額するものであります。

次のページをお開きください。市道43287（T①—208）号線道路改良事業費（都賀家中）につき

ましては、道路改良工事の入札の結果、不用額が生じたため、市道拡幅工事費を減額するものであります。

次の市道43253（T②—442）号線外道路改良事業費（都賀家中）につきましては、道路改良工事の入札の結果、不用額が生じたため、市道拡幅工事費を減額するものであります。

次の市道1014（T 2）号線道路改良事業費（都賀家中）につきましては、用地取得に際し関係者との調整に期間を要することから、不動産鑑定手数料及び建物等調査算定委託料を減額するものであります。

次の市道23051・1037（O30・1）号線道路改良事業費（大平下皆川）につきましては、支障となる電柱の移転補償に不用額が生じたため、物件移転等補償金を減額するものであります。

次の市道1006（N1003）号線道路改良事業費（西方金崎）につきましては、用地取得に際し関係者との調整に期間を要することから、市道拡幅用地購入費及び物件移転等補償金を減額するものであります。

次の市道52026（N3159）号線側溝整備事業費（西方金崎）につきましては、側溝整備工事の入札の結果、不用額が生じたため、側溝整備工事費を減額するものであります。

次の市道11178号線道路改良事業費（栃木入舟町・祝町）につきましては、道路改良工事の入札の結果、不用額が生じたため、市道拡幅工事費を減額するものであります。

次の市道1005（N3160）号線道路改良事業費（西方本城・金崎）につきましては、用地取得に際し関係者との調整に期間を要することから、市道拡幅工事費、市道拡幅用地購入費及び物件移転等補償金を減額するものであります。

続きまして、4目橋りょう維持費についてご説明いたします。補正額は400万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。橋りょう長寿命化修繕事業費につきましては、吾妻橋の詳細設計業務委託について入札執行残を減額するものであります。

続きまして、5目橋りょう新設改良費についてご説明いたします。補正額はゼロであります。財源内訳の特定財源のうち国庫支出金が減額となることから、地方債及び一般財源を増額するものであります。

次のページをお開きください。3項2目河川改良費についてご説明いたします。補正額は470万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。主要地方道桐生岩舟線地域排水整備事業費（岩舟静）につきましては、県施行の道路冠水を軽減させるための工事であり、県の進捗状況に合わせて市の負担金を減額するものであります。

次のページをお開きください。4項2目土地地区画整理費についてご説明いたします。補正額は1,000万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。新大平下駅前土地地区画整理事業費につきましては、新大平下駅前第2地区内の都市計画道路や区画道路整地等に係る工事費の執行残を減額するものであります。

続きまして、3目街路事業費についてご説明いたします。補正額は4,230万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。1行目の藤岡駅前広場整備事業費につきましては、藤岡駅の駅前広場整備に係るもので、当初予定していた今年度の業務内容を見直したため、測量設計等委託料を減額するものであります。

次の今泉泉川線道路整備事業費（栃木今泉町1・2丁目・日ノ出町）につきましては、都市計画道路の整備に係るもので、国庫補助事業の要望額に対し内示額が満たなかったため、市道拡幅用地購入費及び物件移転等補償金を減額するものであります。

続きまして、4目下水道費についてご説明いたします。補正額は4,810万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。下水道特別会計繰出金につきましては、下水道特別会計において経営戦略策定事業費及び流域下水道維持管理負担金並びに市債償還利子の減額に伴い、一般会計繰入金を減額補正することから、これに合わせて減額するものであります。

次のページをお開きください。続きまして、5項1目住宅管理費についてご説明いたします。補正額は2,585万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。2行目の定住促進支援事業費につきましては、2018年版住みたい田舎ベストランキングにおいて昨年に引き続き若者世代部門で全国1位となり、本市のPRとして紙面の印刷製本費及び2次使用料について補正増を行うもの、またまちなか定住促進住宅新築等補助金、多世代家族住宅新築等補助金の対象件数が当初の見込みを大きく上回るため、増額するものであります。

次の先駆的空き家対策モデル事業費につきましては、空き家調査を実施する協力自治会数が当初見込みを上回り、増額するものであります。

続きまして、歳入の所管関係部分をご説明いたします。50、51ページをお開きください。14款2項4目1節道路橋りょう費補助金につきましては、1億733万2,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。1行目から3行目の防災・安全交付金ですけれども、防災・安全交付金の地域におけるインフラ再構築及び生活空間の安全確保、子供たちの安全を確保する通学路整備、既存施設の計画的な維持管理による、安全・安心な道路環境の確保につきましては、同交付金の配分決定額に合わせて減額するものであります。

次の社会資本整備総合交付金（快適な社会基盤整備）につきましては、同交付金の配分決定額に合わせて減額するものであります。

次に、2節都市計画費補助金につきましては、4,622万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。1行目の社会資本整備総合交付金（新大平下駅前地区）につきましては、同交付金の配分決定額に合わせて減額するものであります。

次の社会資本整備総合交付金（とちぎ蔵の街周辺地区）につきましては、地方都市リノベーション事業として実施した旧庁舎解体及び市道整備の事業費の減額に合わせて交付金を減額するものであります。

次に、3節住宅費補助金につきましては、1,826万2,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。1行目の社会資本整備総合交付金（定住希望者住宅新築補助事業）につきましては、定住促進事業に対する国庫交付金を増額するものであります。

次の先駆的空き家対策モデル事業費補助金につきましては、国庫補助金の変更交付決定に伴い、増額するものであります。

次の防災・安全交付金住宅建築物安全ストック形成事業につきましては、同交付金の配分決定額に合わせて減額するものであります。

次のページをお開きください。15款2項5目1節都市計画費補助金につきましては、15万5,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。土地区画整理事業補助金につきましては、新大平下駅前第2地区内の県道整備に係る栃木県土地区画整理事業助成費の決定額に合わせて減額するものであります。

次に、56、57ページをお開きください。20款5項4目2節雑入につきましては、6,191万1,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。片柳市営住宅解体補償費等（住宅課）につきましては、12月補正した片柳市営住宅解体事業費の増額分が国庫補助対象となったことから、解体の補償費を増額するものであります。

○委員長（大谷好一君） 河田道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（河田正雄君） 続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

3ページをお開きください。第2条の繰越明許費であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費によるというものであります。

7ページをお開きください。下から2行目の8款1項土木管理費、急傾斜地崩壊対策事業負担金の繰越明許額450万円につきましては、事業主体である県の進捗に合わせて繰り越しをするものであります。

次の建築指導事業の繰越明許額750万円につきましては、民間木造住宅の耐震建て替え工事について年度内に事業完了が見込めないことから、繰り越しをするものであります。

次のページをお開きください。2項道路橋りょう費、市道各号線道路改良事業の繰越明許額3,030万円につきましては、事業の実施に際し地権者との交渉に不測の日数を要したため、年度内の業務完了が見込めないことから、委託料を繰り越すものであります。

次の市道13249（C268）号線道路改良事業（栃木川原田町）の繰越明許額121万4,000円につきましては、用地取得に際し境界確認において一部の関係者から同意が得られず、説得に時間を要し、年度内の完了が見込めないことから、委託料及び土地購入費を繰り越すものであります。

次の43402（C13）号線道路改良事業（栃木大宮町）の繰越明許額31万8,000円につきましては、用地取得に際し境界確認において一部の関係者から同意が得られず、説得に時間を要し、年度内の

完了が見込めないことから、土地購入費を繰り越すものであります。

次の市道2126・31044(F21・1—120)号線道路改良事業(藤岡太田北)の繰越明許額558万3,000円につきましては、用地の取得に際し地権者との交渉に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費及び土地購入費を繰り越すものであります。

次の道普請事業の繰越明許額711万8,000円につきましては、事業の実施に際し、地元との調整に時間を要し、年度内の完了が見込めないことから、委託料を繰り越すものであります。

次の1030(107)号線交通安全施設整備事業(栃木本町・城内町1丁目)の繰越明許額726万2,000円につきましては、用地取得に際し工作物移転に時間を要し、年度内の完了が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次のスマートインターチェンジ整備事業の繰越明許額5,523万5,000円につきましては、事業の実施に際し、ネクスコ東日本へ委託している詳細設計業務の発注手続に時間を要し、年度内完了が見込めないことから、事業協定負担金及び委託料を繰り越すものであります。

次の43062(T②—402)号線外道路改良事業(都賀家中)の繰越明許額515万7,000円につきましては、用地取得に際し相手方との協議に時間を要し、年度内の完了が見込めないことから、土地購入費及び物件移転補償金を繰り越すものであります。

次の23051・1037(O30・1)号線道路改良事業(大平下皆川)の繰越明許額1,293万6,000円につきましては、支障となる電柱の移転に不測の日数を要したため、年度内の工事完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の2099(I388)号線道路改良事業(岩舟静)の繰越明許額800万円につきましては、用地の取得に際し地権者との交渉に不測の日数を要したため、年度内の工事完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の1055(I139)号線道路改良事業(岩舟静)の繰越明許額1億2,277万9,000円につきましては、工事委託先のJR東日本との協議に不測の日数を要したため、年度内の業務完了が見込めないことから、委託料を繰り越すものであります。

次の市道1005(N3160)号線道路改良事業(西方本城・金崎)の繰越明許額1,741万6,000円につきましては、工事箇所に近接する工事との調整に時間を要したため、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の橋りょう長寿命化修繕事業の繰越明許額2,413万8,000円につきましては、12月補正予算において防災・安全交付金事業の増額となったことから、平成30年度までに実施する道路・橋梁法定点検の推進を図るため道路構造物点検委託料を増額し、着手いたしました。2月契約となったため年度内の完了が見込めないことから、委託料を繰り越すものであります。

次のページをごらんください。市道2042(233)号線(永宮橋)橋りょう整備事業(栃木野中町)の繰越明許額5,910万円につきましては、仮設道路の借地交渉が難航し工事着手がおくれたため、

年度内の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の市道22268(○430)号線(堀ノ内橋)橋りょう整備事業(大平水代)の繰越明許額1,475万6,000円につきましては、県の橋りょう整備工事が年度内に完了が見込めないことから年度内精算ができないため、負担金を繰り越すものであります。

次の4項都市計画費、新大平下駅前地区土地区画整理事業の繰越明許額9,894万4,000円につきましては、土地区画整理地区内の建築物等の移転や新大平下駅西口への接続道路の用地取得の交渉において不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、公有財産購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の平川地区開発事業の繰越明許額838万円につきましては、地形測量等の実施に際し、基盤整備及び土地の立ち入りに対する地元の合意形成に時間を要したため、発注時期におくれが生じ、年度内の業務完了が見込めないことから、委託料を繰り越すものであります。

次の藤岡駅前広場整備事業の繰越明許額450万円につきましては、事業の実施に際し地権者との交渉に不測の日数を要したため、年度内の業務完了が見込めないことから、委託料を繰り越すものであります。

次の今泉川線道路整備事業(栃木今泉町1・2丁目・日ノ出町)の繰越明許額990万8,000円につきましては、用地取得に際し工作物移転に時間を要し、年度内の完了が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償費を繰り越すものであります。

次の5項住宅費定住促進支援事業の繰越明許額1,200万円につきましては、旧綿忠はきもの店利活用の改修工事に当たり、当初見込みより損傷が大きく、年度内の完了が見込めないことから、改修工事費を繰り越すものであります。

次の片柳市営住宅解体事業の繰越明許額9,162万6,000円につきましては、12月補正後に工事発注を行ったため、必要な工期が確保できず、年度内の工事完了が見込めないことから、工事完了業務委託料及び解体工事費を繰り越すものであります。

続きまして、債務負担行為補正についてご説明いたします。次のページをお開きください。2行目の平成29年度栃木市総合運動公園管理運営委託(指定管理者制度)につきましては、栃木市総合運動公園における平成31年度から平成35年度までの指定管理期間5年間に市が支払う指定管理料の限度額を設定するものであります。

以上で所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長(大谷好一君) 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大谷好一君) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

入野委員。

○委員（入野登志子君） 補正予算の99ページで、藤岡駅前広場整備事業費で今説明を伺ったときに、見直したので減額と言われたのですけれども、それで繰越明許費のほうは9ページですか、藤岡駅前広場整備事業費で、地権者との交渉に難しいということだったのです。これはちょっと内容をもう一度お伺いしたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 田中参事兼道路河川整備課長。

○参事兼道路河川整備課長（田中良一君） 藤岡駅前広場の整備事業費の補正についてでありますけれども、今年度の当初の予算では、業務委託ということで駅前広場に必要用地の境界確認であるとか詳細設計を予定していたわけなのですけれども、一部の地権者となかなか事業の実施についての協力がまだ得られていないという状況の中で、何かできることだけでもやりたいということで、今回見直しをさせて予算を計上させてもらったのですけれども、具体的には、詳細設計までいかない境界測量はできないかということで、今回はそれに必要な予算を150万円の減額をさせていただいたということで、これについては繰り越した上で地元に入っていくというふうに考えております。

ただ、委員さんご承知のように、ちょっと、やっぱり地元と協力関係がまだ構築できていないというようなこともありますので、引き続き地元の協力を得られるように取り組んでいきたいということで考えているところでございます。

○委員長（大谷好一君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） ずっと、藤岡駅前に関しては、渡良瀬遊水地とかあるところのお迎えする場所なので、なるべく早く皆様をお迎えできるような駅前にしていただきたいと思いますので、要望です。よろしく願いいたします。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑はありませんか。

入野委員。

○委員（入野登志子君） 済みません。ページが101ページなのですけれども、先駆的空き家対策モデル事業費ということで、ちょっと先ほどよくわからなかったのですけれども、モデル事業費として内容を具体的にお伺いしたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） このモデル事業というのは、栃木市が認定を受けた今年度に改修した事業でありまして、栃木市の提案した内容というのが、自治会の皆様に協力をいただいて空き家を発見する。自治会の皆様の情報収集力を生かして、空き家をなるべく早い時点で掘り起こそうという

ものであります。そのために当初は各地区から1つの自治会を選んで、合計6自治会でこのモデル事業を実施しようと思ったのですが、自治会の皆様から、せっかくだから、大きな効果を出すためにより多くの自治会に参加してもらいたいという意見がございまして、当初の予定を上回る40以上の自治会が最終的に参加してくれるということになりまして、その自治会の皆様にお支払いする報償、また調査費等のために今回予算措置をさせていただいたというものでございます。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第9号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第11、議案第14号 平成29年度栃木市下水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構であります。

益田下水道建設課長。

○下水道建設課長（益田弘之君） ただいまご上程いただきました議案第14号 平成29年度栃木市下水道特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

恐れ入ります、補正予算書の31ページをお願いいたします。平成29年度栃木市の下水道特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,974万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億4,277万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

第2条は、繰越明許費でありまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるとするものであります。

第3条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるとするものであります。

恐れ入ります、次に34ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費につきましては、公共下水道建設事業と公共下水道雨水渠整備事業であります。公共下水道建設事業は、金額は7,460万円で、13節委託料と15節工事請負費であります。

委託料につきましては、大岩藤処理区の全体計画及び事業計画の変更業務委託でありまして、上位計画である県の流域下水道計画の変更と並行して実施する必要があり、県の業務委託が繰り越されることに伴い、市の業務委託も繰り越させていただくものであります。

工事請負費につきましては、幹線、枝線工事3件において他工事との施工調整に不測の日数を要したことから、年度内の工事完了が見込めないため、繰り越させていただくものであります。

公共下水道雨水渠整備事業につきましては、金額は1億6,230万円でありまして、22節補償補填及び賠償金であります。片柳4丁目の旧市営住宅の物件補償においてアスベストが見つかったことにより、補償費の算定に不測の日数を要し、年度内の解体工事完了が見込めないため、繰り越させていただくものであります。

次に、第3表、地方債の補正（変更）につきましては、事業費の変更に伴いまして、公共下水道事業につきましては、限度額を補正前の6億10万円から、補正後は5億4,760万円に変更するものであります。なお、右側に記載されております起債の方法、利率、償還の方法につきましては、いずれも変更はございません。

それでは、歳出からご説明させていただきますので、224ページ、225ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費につきましては、1,460万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。職員人件費につきましては、職員課の所管となりますが、職員の給与について不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次の区市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましては、これも職員課の所管であります。決算見込み額を精査したことにより不用額が生じるが見込まれるため、減額補正するものであります。

次の経営戦略策定事業費につきましては、直営により策定することとなったため、委託費を減額するものであります。

226ページ、227ページをお開きください。2款1項1目公共下水道管理費につきましては、2,792万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。公共下水道施設管理費につきましては、設計委託料と工事請負費でありまして、県施工の小山栃木都賀線において用地交渉に日数を要し、今

年度の工事が不可能となったため、市が予定しておりました下水道管渠の移設工事の設計費と工事費を減額するものであります。

2款1項2目公共下水道建設費につきましては、5,322万6,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。公共下水道建設事業費につきましては、管渠設計業務委託や大岩藤処理区の全体設計及び事業計画変更業務委託の執行残を減額補正するものであります。

その下の公共下水道雨水渠整備事業につきましては、国庫交付金が当初予算額を下回ったため、事業費を減額するものであります。

次のページ、228ページ、229ページをお願いいたします。3款1項1目流域下水道事業費につきましては、200万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。流域下水道維持管理負担金につきましては、額の確定に伴い、減額補正するものであります。

次に、230、231ページをお願いいたします。4款1項2目利子につきましては、3,200万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。市債償還利子につきましても、額の確定により減額補正するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、恐れ入ります、220ページ、221ページをお願いいたします。1款1項2目事業費負担金につきましては、2,790万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。事業費負担金につきましては、県施行の小山栃木都賀線において用地交渉に日数を要し、本年度工事が不可能となったため、県からの負担金を減額するものであります。

2款1項1目下水道使用料につきましては、877万4,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。下水道使用料につきましては、使用料を精査した結果、増加が見込まれるため、増額するものであります。

3款1項1目下水道国庫補助金につきましては、1,000万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。社会資本整備総合交付金につきましては、交付額が当初予算を下回ったため、減額するものであります。

次に、4款1項1目一般会計繰入金につきましては、4,810万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。一般会計繰入金につきましては、歳出の公共下水道建設事業費や公共下水道雨水渠整備事業費、経営戦略策定業務委託料、職員人件費などが減額となることから、一般会計からの充当分を減額するものであります。

次に、7款1項1目公共下水道債につきましては、5,250万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。公共下水道建設事業債につきましては、歳出の公共下水道建設事業費や公共下水道雨水渠整備事業費の減額に伴い市債が減額となることから、減額補正するものであります。

以上で下水道特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することといたします。

ただいまから議案第14号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第12、議案第16号 平成29年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構であります。

福田水道建設課長。

○水道建設課長（福田健治君） ただいまご上程いただきました議案第16号 平成29年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。補正予算書は255ページから256ページ、補正予算に関する説明書は259ページから264ページであります。

初めに、補正予算書の255ページをごらんください。今回の補正予算につきましては、蛭沼浄水場・甲増圧ポンプ場の災害復旧工事の完了に伴う建物総合損害共済災害共済金の額が確定したことにより、営業外収益の収入額を増額補正するもの及び寺尾地区簡易水道事業及び老朽管更新事業に

おける企業債及び補助金につきまして補正するものであります。

それでは、予算書をごらんください。第1条、総則は、平成29年度栃木市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものです。

第2条、収益的収入及び支出につきましては、下の欄をごらんください。収益的収入ですが、第1款第2項営業外収益を2,307万6,000円増額補正いたしまして、2億4,092万9,000円とするものです。これにつきましては、平成27年9月に被災した蛭沼浄水場・甲増圧ポンプ場の災害復旧工事が平成28年度に完了したことによりまして、建物総合損害共済災害共済金の申請を行い、共済金の額が確定したことにより、営業外収益の収入額を増額補正するものであります。

次に、第3条、資本的収入及び支出につきましては、次ページの欄をごらんください。資本的収入ですが、第1款第1項企業債を4,300万円増額補正いたしまして、1億4,300万円とすること、第1款第3項補助金を3,500万円減額いたしまして、1億3,800万円とするものです。まず、企業債につきましては、寺尾地区簡易水道の国庫補助金が当初要望より多く国からの要請があったため、その事業を行うための財源として増額補正するものです。補助金につきましては、寺尾地区簡易水道事業の国庫補助金が当初要望より国から多く要請があったため補助金額を1,800万円増額し、また老朽管更新事業におきましては、生活基盤施設耐震化等交付金事業の補助対象にならなくなったため5,300万円減額し、合わせまして3,500万円の減額補正をするものであります。

なお、255ページの第3条の説明文は、資本的収入額の変更による補填内容の変更を示したものであります。

続きまして、補正予算に関する説明書260ページをごらんください。補正予算に関する説明書につきましては、1の平成29年度栃木市水道事業会計補正予算実施計画、2の平成29年度栃木市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書、3の平成29年度栃木市水道事業予定貸借対照表であります。これらにつきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、収入支出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから収入支出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第16号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第13、議案第1号 平成30年度栃木市一般会計予算の所管関係部分を議題といたします。

なお、各会計の予算につきましては、2月6日開催の議員全員協議会並びに2月27日開催の当常任委員会において説明は済んでおりますので、本日の委員会における説明は省略いたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。審査の順序につきましては、まず、歳出各款ごとの質疑、次に歳入等一括した質疑、最後に討論、表決の順序により進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、執行部の答弁に際しましては、担当課長のみならず、質疑の内容によりましては担当部長等にご答弁いただくこともありますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

まず、歳出各款ごとの質疑に入ります。2款総務費中所管関係部分の質疑に入ります。136ページから141ページ及び148ページから153ページであります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

136ページから141ページ及び148ページから153ページであります。

大武委員。

○委員（大武真一君） 141ページであります。上から3行目の市有建築物定期点検業務委託ということで1,600万円ありますけれども、どのような建物を、どのくらいの点検を予定しているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 柿沼建築課長。

○建築課長（柿沼宏和君） 市有建築物の定期点検なのですが、100平米以上の建物について点検す

るということで建築基準法に定められておりまして、予定では施設合計170施設を定期点検する予定でございます。これについては建物と設備の点検がございます。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） どのような点検になるのでしょうか。代表的な形でどのような点検をするのかお伺いします。

○委員長（大谷好一君） 柿沼建築課長。

○建築課長（柿沼宏和君） これについては、危険なもの、排水がちゃんとできているか、電気関係が大丈夫か、あとは避難関係で誘導灯、そういったものがちゃんとついているか、また建物については外壁の剥離がないか、そういったものを定期的に点検するものでございます。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようでありますので、2款の質疑を終了いたします。

続きまして、4款衛生費中所管関係部分の質疑に入ります。214ページから217ページであります。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 217ページ、右側の一番下のところ、合併処理浄化槽の設置補助事業費、補助金なのですが、何基ぐらい見込んでいるのかご答弁願います。

○委員長（大谷好一君） 寺内下水道業務課長。

○下水道業務課長（寺内国雄君） お答えいたします。

合併浄化槽、5人槽、7人槽、10人槽がございまして、平成30年度の補助金の予定ですが、5人槽が117基、7人槽が102基、10人槽が9基、合計228基でございます。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようですので、4款の質疑を終了いたします。

続きまして、8款土木費中所管関係部分の質疑に入ります。256ページから287ページであります。

大武委員。

○委員（大武真一君） 277ページであります。上から5つ目でしょうか、シビックコア推進事業費ということで、この辺の計画決定が行われておりますけれども、これは主要事務事業でありますけれども、このシビックコアに関するどのような計画を持っているのか、概略で結構ですから、お話をいただければと思います。

○委員長（大谷好一君） 深津都市計画課長。

○都市計画課長（深津 悟君） シビックコア推進事業費なのですが、今年度は事業者募集が出てきまして、事業所決定があるのですが、それに基づいてシビックセンター部分の設計、

それを予定しております。一応それで事業者が決まれば、事業を、設計に基づいて市のほうの部分を整備していくというふうな予定になっております。

以上でございます。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 市の方針としては、この辺シビックコアセンターをどのような施設にするのか、設備にするのか、基本的なお考えがあると思うのですが、その辺お伺いしたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 深津都市計画課長。

○都市計画課長（深津 悟君） シビックセンター部分については、約200平米ほど市のほうで使わせていただくということになっておりまして、まだ具体的には決まっておりません。その辺につきましては、ヒアリング等をやりながら実施設計のほうには反映したいというふうに考えております。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） いずれにしても、市としてはこういう方向で、ヒアリングはするにしても、こういうやつに持っていきたいなとかいう思いを最終的には決められると思うのです。そういう考え方でよろしいのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 深津都市計画課長。

○都市計画課長（深津 悟君） 今のところ、要綱等で今年度ちょっと行政内部でまとめたものもありまして、例えば観光案内所みたいなものとか、あと高校生とかが使えるような空間、そういうようなことをちょっと予定しておりまして、そういうのをもとに今後関係各課とヒアリング等を行いながら決めていきたい、というふうに考えております。

○委員長（大谷好一君） 岡委員。

○委員（岡 賢治君） 281ページのちょうど真ん中辺で、栃木市総合運動公園の陸上競技の整備事業費ですか、主要事務で説明を多少受けたのですが、その内訳、工事費の内訳をちょっと教えていただきたい。

○委員長（大谷好一君） 齊藤公園緑地課長。

○公園緑地課長（齊藤昌巳君） 陸上競技場の来年2種更新ということで、来年予定しているわけなのですけれども、その内訳なのですけれども、インフィールド内の芝の張りかえ工事、これが大体4,600万円ぐらい予定しておりまして、それとトラック関係、ウレタン舗装のトラック関係の改修工事、これが約5,800万円、トータルで1億4,000万円ということで来年事業のほうを予定しております。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 岡委員。

○委員（岡 賢治君） 今芝張りのほうで4,600万円という形で、説明のとき、投てきなんか投げた

ときに測量したとき、はかったときに誤差が出るとか、そういう形、そのほかにも何か関係してこの芝張りはするのですか。

○委員長（大谷好一君） 齊藤公園緑地課長。

○公園緑地課長（齊藤昌巳君） 去年7月に日本陸連のほうから事前調査を受けました。その際には、主に芝が約10センチぐらいですか、上がってしまって、投てきのときの、例えばやり投げとか、あと砲丸投げ関係ですか、距離をはかるのに多少なりともやっぱり誤差が出るだろうというふうなことで、それが主に陸連のほうからの指摘でありまして、それ以外については改めてないのですけれども、そのインフィールド内につきましては、今現在サッカーの練習だとか、そういうのもやっております、サッカーを行うときのゴールがやはりうまく据えられないというか、そういうふうな指摘もちょっと受けているものですから、全体に芝生を下げるといふふうな工事を予定しております。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 岡委員。

○委員（岡 賢治君） 今サッカーゴールと言った。私はこの間サッカー協会の、ちょっと私は役員をやっている、サッカーのゴールに関しては別に何ら問題はないと言っていますよ。全然それは違います。役員とちょっと話しました。

また話は変わりますが、芝については、これは何年ぐらいたって張りかえるわけなのですか。

○委員長（大谷好一君） 齊藤公園緑地課長。

○公園緑地課長（齊藤昌巳君） 当初この陸上競技場、今回つくったのが平成の最初のころだったのですけれども、それから全然芝の張りかえというのはやっておりません。長年芝を管理する上で、どうして上がってしまったのかというと、目土だとかそういうのを維持管理上やる上でどんどん芝が成長して、上がったのではないかなというようなことで、ですから今回が芝の全面的な張りかえというのは初めてになると思います。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 岡委員。

○委員（岡 賢治君） 私もちっとゴルフをやっている、ゴルフ場だとやっぱり10年、20年というのは芝の張りかえというのはやらないのですよね。この間も見てきたところ、本当にいい芝なのですよね。何でこれを張りかえるのかなと不思議に、皆さんも、サッカー協会の人たちも、サッカーをやった選手たちも、もったいないのではないかという話だったのです。それで、張りかえるのはわかるのですが、今の芝を再利用する計画とか、そういうのはないのですか。

○委員長（大谷好一君） 齊藤公園緑地課長。

○公園緑地課長（齊藤昌巳君） 当然設計の段階では今の芝を一回剥がして、それをまた再利用とい

うのは検討しました。実際にそれをやろうとすると、専門業者とちょっと調整したのですけれども、どうしても芝は、一回剥がして、また張る際には、何かちょっとばらついてしまって、うまく張れない芝だろうというようなことで、再利用というのは今回はちょっとできないのではないかなというふうなことです。最終的に今回ティフトン芝という、サッカーなんかでよく使われる芝を張るような形になったのですけれども、うちのほうとしますと、今の芝を再利用というのが当初考えていたあれなのですけれども、ちょっとそれができなかったものですから、今回は新しい芝を張るといような計画を立てたわけです。

以上です。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑ありませんか。

高岩委員。

○委員（高岩義祐君） ページ数が263ページ、中ほどにあります生活道路補修事業費でございます。

これまで旧栃木市だと、生活道路で穴があいたところについては、上からアスファルトを入れて、それで平らにして補修工事をぐっとやってきたような記憶があります。かなり、やっぱり旧栃木市がそれが何か多いような気がしました。そういうことで、この2億円の事業費を使ってこれからの補修方法についてお答えいただければと思います。

○委員長（大谷好一君） 河田道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（河田正雄君） 委員ご指摘のとおり、特に栃木地区、藤岡地区が舗装率がちょっと低いところもございまして、今おっしゃったような防じん舗装の箇所が多く見られます。生活道路につきましては、そういうことの解消、舗装率の向上と、あとは通学路等の場所を優先して行ってございます。今年につきましては2億円で37カ所ほど実施したのですけれども、基本的には防じん舗装をとりまして、加熱舗装、アスファルト舗装を施工します。延長を伸ばすため、そういう舗装の厚みとか、標準的には5センチを標準としています。路盤等が入っていないところについては、路盤もあわせてやりますので、あくまでもそういう生活道路の利便性を上げる目的となりますので、今までどおりの防じん舗装というような考えでございませぬので、オーバーレイなり、そういう加熱舗装で整備してまいる所存でございます。

以上でございます。

○委員長（大谷好一君） 高岩委員。

○委員（高岩義祐君） ぜひそういう方向で。今までですと、何か生活道路で、極端な話、乳母車で通っても、寝ていた赤ん坊が起きてしまうというような道路が散見されたということも聞いておまして、補修方法をそういうことでこれからもやっていただきたいと。方針を変えてということになります。

今私が気づいているのは、大平ではそれはほとんどないのです。大平の下皆川から旧栃木区分に入ると、極端にガタガタッという今現状があるのです。平井のところです。あのような状態も、今

までやっぱり、穴があいたら、上からべたん、穴があいたら、上からべたんということで補修した結果だと思しますので、ぜひそういうことで将来修正していただきたい。要望でございます。

○委員長（大谷好一君） ほかにありませんか。

針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 277ページをお願いしたいと思います。実地適正化計画策定委託費というのがありますが、何かちょっと調べてみますと、最近できた、国交省のほうの要請でこういうことをというような意味合いに承知をしていますが、これは例えば宇都宮市では既にこの計画を立てて、例えば瑞穂の地域とか、岡本地域とか、地域ごとに建てているみたいですが、具体的にどんなふうな適正化計画というものになっていくのか、具体的にというか、どういうふうになるということではなくて、どういうことをしようとしているのかお尋ねいたします。

○委員長（大谷好一君） 深津都市計画課長。

○都市計画課長（深津 悟君） 立地適正化計画というのは、主に市街化区域内において都市機能誘導区域といいまして、地域の医療とか福祉とか商業とか、そういうような機能をまずまちなかに誘導する区域を設ける。その外には、居住を誘導するような区域を設ける。簡単に言ってしまえば、そういうような計画を総合的につくるという計画になっておりまして、宇都宮市と那須塩原市と下野市で策定済みということになっています。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 今おっしゃったのは、市街化区域のみということでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 深津都市計画課長。

○都市計画課長（深津 悟君） 基本的には、市街化区域内において都市機能誘導区域と居住誘導区域は設定するということになっております。西方については、今、市街化区域はないので、用途地域で考えていただければ、その中で設定するということになると思います。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） そうしますと、今まで総合計画というものがあって、あるいは駅周辺のその整備というか拠点、あるいは複合拠点という形でつくってきていますが、それをもう少し細かいというか、具体化した形でつくっていくということになるのでしょうか。例えば、ここは人を集める地域ですよというので、区割りや駅周辺にそういうものができています。その中でどういう絵を描くかということをやろうとしてるわけですか。

○委員長（大谷好一君） 深津都市計画課長。

○都市計画課長（深津 悟君） 大まかには総合計画とか都市計画マスタープランとかに駅を中心としたコンパクトなまちづくりというのを掲げておりまして、それを大体実現するために、コンパクトシティを実現するために、中心的なものには都市機能誘導区域を設定して、その周りには居住誘

導区域を設定して、コンパクトなまちづくりをしましょうというような計画が主な内容なのですが、それでも、今後、都市機能誘導区域とか、ちょっとエリアを設定するという作業に入りますので、そこは上位計画に基づいて設定はしていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） すると、かなり住民にとっても関心の深いといえますか、影響の大きい計画になるのではないかと思います。当然ある程度、素案の素案ができたあたりで議員研究会とか、あるいは地域会議とか、そういうふうな知恵の集約みたいなものも考えているわけですか。

○委員長（大谷好一君） 深津都市計画課長。

○都市計画課長（深津 悟君） 当然事務局サイドでつくるわけではなくて、総合計画とか上位計画との整合性というのは必ず図らなくてはならないということになりますので、細かい作業になりますと、地域に入って、この辺の地域を都市機能誘導区域に設定するというようなことで地元に入ることもありますし、あと議員の皆さんに研究会を開いて審議していただくという場面もあるかと思えます。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） では、最後に1つ。これはいつごろ、今年度このあれがありますので、いつごろできるといえますか、たたき台ができるような形になりますか。

○委員長（大谷好一君） 深津都市計画課長。

○都市計画課長（深津 悟君） 主要事務事業でもちょっと説明したかと思うのですが、計画は一応3カ年を予定しております。平成30年度は現況の把握、上位計画と整合とか図るので、その辺の都市構造の調査とか、それをちょっと中心にやっていきたいというふうに考えておまして、その後は都市機能誘導区域です。まず、中心となる商業とか福祉とか複合的な拠点をどの辺にするかという設定を考えまして、最終年度、3年目は居住誘導区域の設定にまでいけばいいかなというふうに予定はしております。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 281ページのつがの里総合公園化でありますけれども、沿道ということで道路を220万円ほどかけてつくる、植栽も考えているということであるわけですが、このつがの里総合公園化というのが基本的にどういうコンセプトでやるのか、どういうのを、大きな目標とか目的とか、概略をお教えてください。

○委員長（大谷好一君） 齊藤公園緑地課長。

○公園緑地課長（齊藤昌巳君） つがの里総合公園化につきましては、平成29年度、今年度なのですが、基本計画を策定いたしました。主にコンセプトにつきましては、小さな子供から大人まで利用できるような、一日過ごせるような、そんな公園というようなことで計画をしておまして、今の公園が、当初つくった公園が継ぎ足し継ぎ足しつくった公園となっております。全体を見た

ときにちょっと一体性に欠けるということで、一体的な利用ができるような整備ということで今回基本計画をつくったわけなのですが、特に、1カ所に来て、一部のところだけ利用して帰ってしまうという方が多いものですから、できるだけ全体をもっと利用してもらおうということで計画しております。行く行くはツアーの、地域の活性化にも役立つような、そんな公園になればというような、うちのほうは考えておまして、来年度につきましてはメインの道路を工事するための業務委託だとか、あとは植栽。十月桜等の植栽ということで来年は予算を上げております。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） ぜひ、つくったはいいが、余り利用者が少ないということになったら困るので、その辺は十分考えていただいて、これは要望ですけれども、お願いしたいと思います。

次に行ってよろしいでしょうか。283ページでありますけれども、これは真ん中の先ほどの箇所、地域交流センターなのですけれども、一番下に地域交流センター整備事業というのがあって、5億9,988万6,000円、これは議会としては今年度、全体では電気工事、建築で10億円くらい税抜きでなるのですけれども、この額はどういう額なのでしょう。

○委員長（大谷好一君） 石塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（石塚昌平君） この予算計上しております5億9,988万6,000円につきましては、12月議会で補正予算をいただいた継続費でございます。総額11億9,977万2,000円のうち、平成30年度分、5億9,988万6,000円となっております。それは建築工事、電気工事、機械設備工事、全てここに含んでいるという状況でございます。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） わかりました。これで全て整うということですね。

その上の地域交流センター土壌調査ということで278万円かかる予定なのですけれども、これは以前土壌整備をしましたよね、一回。それとの兼ね合いはどのようになるのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 石塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（石塚昌平君） この土壌調査等業務委託でございますが、ここへ278万円計上させていただいているわけなのですが、前回市道整備のときに鉛の成分が検出されたということで、土壌処理約2,000万円ほど予算をかけて残土処理をしております。

今回のこの調査でございますけれども、地域交流センターの外構工事において駐車場整備が予定されております。そのところの、そこに雨水浸透槽、いわゆる敷地内の雨水を処理するための雨水浸透槽をつくる、そういった状況もありまして、残土の搬出というものを予定しております。ということで、そういった残土を搬出する上で土壌調査が必要ということになっておりますので、簡単に言えば校庭全域の土壌調査、5カ所になりますけれども、土壌調査を行うという予定でございます。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑はありませんか。

針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 269ページの4目の橋りょう維持費のところについてお伺いをいたします。これは主要事務事業でも説明をいただきましたが、この長寿命化のために点検を今年度までで終わらすというようなことになっていますが、既にここに吾妻橋が入っているということは、吾妻橋はその点検の中で危険というふうに思われたので、全て終わってからやるということではなくて、始まったということによろしいのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 河田道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（河田正雄君） 点検につきましては、来年度で5年間が完了します。吾妻橋につきましては、平成26年度に点検いたしまして、レベル4という、即対応しなくてはならないという位置づけになりましたので、そこからスタートしまして、今年度詳細設計しまして、来年度につきましては旧橋撤去等下部工の工事を予定しております。

以上でございます。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） そうしますと、来年、ですから2年残っているわけ。1年残っているわけですか。

いや、いいです。要するに、今のところでそういったレベル4に達しているところはどうか、緊急を要するものという橋はまだほかにあるのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 河田道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（河田正雄君） あと、大平の両明橋がございまして、それらにつきましては補修工事で完了いたします。栃木市につきましては、レベル4はその吾妻橋と両明橋でございます。当然5年間点検しますので、即対応しなくてはならないということで、その5年間の中で両明橋と吾妻橋については計画を立てまして、それで吾妻橋につきましては今年詳細設計しまして、2カ年で、あと平成30年度、平成31年度で工事を予定しております。両明橋につきましても補修は完了していますので、レベル4はもう改善されてございます。

以上でございます。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 裏を返せば、ほかの橋は現状そのままいくということによろしいですか。

○委員長（大谷好一君） 河田道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（河田正雄君） ほかの橋につきましては、レベル3という位置づけの、5年間で何とか改善方法を探さなくてはならないということがございますけれども、その橋につきましては、ちょっと財政事情が厳しいものですから、追って吾妻橋等が完了した段階で検討しますけれども、

緊急に対応しなくてはならない点につきましては、補正等も視野に考えていきたいと思っております。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） もし違っていたらとめてください。橋を架け替えるということで聞きますが、これはあくまでも原状に復するというみたいなことのかけ方なのでしょうか。昔人馬が通っていた橋で、非常に使い勝手が悪いといいますが、そういった橋も幾つか当然あるかと思いますが、今回の場合はあくまでも安全ということだけで見ていくので、そのことは視野の外だと、こういうことなのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 河田道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（河田正雄君） 吾妻橋につきましては、地元の要望で、歩道をつけてほしいという要望もございますけれども、現状委員おっしゃるとおり、現道幅員ですれ違いできる幅員がございますので、今の計画としては現状と同じように橋の形状で考えてございます。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑ありませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） 287ページの市営住宅共通管理費というところがありまして、ドットの上から3番目、不動産賃借料ということで6,088万5,000円ですか、これは共通管理費で不動産賃料がこういうふうに出てくるというのが私はちょっと理解できないのだけれども、内容をお伺いします。

○委員長（大谷好一君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） お答え申し上げます。

不動産賃借料として6,000万円ほど上げておりますけれども、こちらにつきましては市営住宅の川原田東市営住宅、城内南市営住宅、城内南第2市営住宅、その他4つほどありますけれども、それらの借地に対する地代、賃借料でございます。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 大きな住宅団地というのはいっぱいあって、そこは1,000万円とか一千何百万円とか、ずっと払っていますよね。それとは別に小さいのが4つぐらいあって、それはそれで共通管理費の中で具体的に面倒見ているということですか。

○委員長（大谷好一君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） 今大武委員がおっしゃられました大きな市営住宅、それらがここに含まれております。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） なるほど。それを全部足したやつがこの6,000万円になると。わかりました。了解しました。

○委員長（大谷好一君） ほかにありませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） その下の定住促進支援事業で新たな事業として、ドットの3つ目、4つ目ですか、これは通勤者特定購入費補助金というのと、楽賃というのですか、これは。通学者定期券等補助金というのは平成30年から新しく出たと思うのですけれども、この内容についてお伺いしたいというのが1つです。概略で結構です。

○委員長（大谷好一君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） お答え申し上げます。

まず、最初のほう、通勤者特急券購入費補助金、こちらが昨年秋から開始いたしました。通称「楽賃」でございます。こちらにつきましては、都内へ通勤する方々に毎月々1万円を上限として補助金を出すというものであります。

その下の通学者定期券等購入費補助金、こちらにつきましては、平成30年度から新規に開始するものでありまして、これは都内へ通学する大学生、また短大、専門学校生、そのような方々に定期代として年間2万円を支給するというものであります。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） これは「楽賃」のとき、議員研究会のときにも申し上げたと思いますが、栃木市から小山市に行って……

○委員長（大谷好一君） 大武委員、マイク。

○委員（大武真一君） 済みません。栃木市から小山市に行って、新幹線に乗って行かれる方もいらっしゃる。ですから、宇都宮市に行かれる方もいらっしゃる。いろんな通勤者がいられますけれども、都内だけ優先してというのが果たしてどういうものなのかというのも1つはあるわけですよ。都内ということになれば、今申し上げた、小山市は新幹線通勤者もいらっしゃる。JR通勤者もいらっしゃる。その辺のことについては、これは配慮はされているのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） ご指摘のとおり、JRを利用して都内へ通勤されている方がいらっしゃるということも我々は承知しております。ただ、例えば合併以前の旧栃木市であれば、当然JRの利用者も対象になってまいります。ただ、現在の合併した新生栃木市を見てみますと、JRを使えるエリアというのは、やはり現在の栃木市の中央部に限られます。ですから、今の栃木市全域を見回して、全てのエリアで皆さんが利用できるものということになると、やはり東武が妥当であるというのと、やはり東武線を利用したこの利便性というのを今打ち出して栃木市は定住促進策を進めておりますので、JRを補助対象としてというご意見もごもっともだとは受けとめておりますけれども、当面は東武を中心とした形で進めさせていただきたいと考えております。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 今の話は少し苦しいかなという気はするのですよね。結局一人一人みんな一

生懸命東京都内に行くわけですね。東武を利用した方だけがこういうふうな補助があって、JRをした人はごめんねということでは、公平公正な税金の使い方かどうかというのは少し問題があるような気がするのですよね。ぜひ検討していただきたいと思います。これは要望で結構です。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようですので、8款の質疑を終了いたします。

11款災害復旧費中所管関係部分の質疑に入ります。346ページから347ページであります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようですから、歳出各款ごとの質疑を終わります。

続いて、歳入等の所管関係部分を一括した質疑に入ります。9ページから10ページ及び54ページから119ページであります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第1号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第14、議案第7号 平成30年度栃木市水道事業会計予算を議題といたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。本案については、収入支出等を一括して審査いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから収入支出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） 平成30年度水道事業でいいわけですね。621ページをちょっと見ていただきたいのですが、ここに、真ん中あたりに主要な建設改良事業が書かれてありまして、寺尾地区簡易水道事業ということで大体2億4,000万円ということが書かれてあります。寺尾地区は水が、尻内橋の北側ですか、出ないとかいろいろあって、それはそれで必要なことだと思うのですが、この辺の寺尾地区の簡易水道事業を同様に今後計画的にやられるわけだけでも、総合的な全体的な話を少しお伺いしたいと思いますので、よろしく願います。

○委員長（大谷好一君） 福田水道建設課長。

○水道建設課長（福田健治君） 寺尾地区につきましては、平成25年から平成31年度にかけて、総事業費約29億8,000万円で行っております。対象戸数が現在805戸と。そこで申し込み戸数が580戸で現在施工しているところでございます。

平成29年度末で申し込み者の約6割が給水装置工事が完了しまして、終わっているところでございまして、平成30年、31年度にかけて行うところが鍋山町と梅沢第一自治会を中心に行う予定でいるところでございます。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 一応平成31年度で全部完了するというわけではないと思うのですが、その先が、尻内橋から会沢トンネルというのですか、あっちのほうに行く、両側に、山付きにいっぱい大変なところはあるわけでしょう。そういうところを最終的に完了するのはいつごろになるのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 福田水道建設課長。

○水道建設課長（福田健治君） とりあえず平成31年度までには、申し込みのあった戸数、方には全て行くように現在進めているところでございまして、それ以外の方につきましては、申し込みがあった時点でまた対応していくというようなことで考えております。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） わかりました。では、一応平成31年度で完了するというのでよろしいわけですね。

その次の下へ老朽管更新事業ということで約1億8,000万円あるのですが、これはこれで石綿管とかそういうところ、残りのやつを一生懸命やっていくことだと思うのですが、その辺の状況についてお伺いします。

○委員長（大谷好一君） 福田水道建設課長。

○水道建設課長（福田健治君） 老朽管更新事業につきましては、藤岡地域、それから岩舟地域に残っております石綿セメント管、それに合わせて国の補助として重要給水施設配水管事業というのがございまして、その対象になる老朽管の更新で、一部塩ビ管も含まれておりますけれども、その耐震化ということで事業を行っているものでございます。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） そうしますと、これは全て平成30年度で、石綿管の取り替えは岩舟、藤岡はもう終わるという理解でよろしいですか。

○委員長（大谷好一君） 福田水道建設課長。

○水道建設課長（福田健治君） 石綿管につきましては、これまでの議会の一般質問でもお答えしておりますけれども、平成35年度までに完了するというところで今やっているところでございます。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 次のその下ですけれども、管路耐震化事業ということで1億1,000万円程度かけておりますけれども、管路耐震化というのはとても大変な大きな事業だとは思っておりますけれども、この1億1,000万円というのはどういうところに耐震化で使うのかお伺いします。

○委員長（大谷好一君） 福田水道建設課長。

○水道建設課長（福田健治君） 来年度の予算の中では、都賀と西方、藤岡にあります老朽化した塩化ビニル管を耐震管に布設替えを予定しているところでございます。今後も予定している管路耐震化としましては、全体に塩化ビニル管が残っております、その更新として考えているところでございます。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 旧栃木市とか大平町さんとか藤岡さんとか、そういうところにも塩ビ管というのはまだまだ残っているというふうに考えてよろしいのですか。

○委員長（大谷好一君） 福田水道建設課長。

○水道建設課長（福田健治君） 全ての地域に残っておりますので、その塩ビ管の布設替えというところで考えております。

○委員長（大谷好一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第7号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第15、議案第8号 平成30年度栃木市下水道事業会計予算を議題といたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。本案については収入支出等を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから収入支出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 今回初めての企業会計になったものですから、そういう意味で1つだけ質問します。

この委員会でも先進地の岡崎市に視察に行っていました。今回これまでの道のりというのは、研修であったりとかシミュレーションをしたりとかということの力を高めてきたということだろうと思うのです。それで、今回実際に予算書を企業会計の複式簿記でつくってみて、こういうことがわかったとか、こういうことが課題であるとか、まずその所感をひとつ述べていただきたいと思えます。

○委員長（大谷好一君） 寺内下水道業務課長。

○下水道業務課長（寺内国雄君） お答えをいたします。

企業会計ということで、複式簿記や貸借対照をもちろん作りまして、その中で新たな、今まで特別会計の場合は減価償却費というのを現状維持というか見ない状況でした。資産の把握をしまして、今までつくった管路、マンホール、ポンプとか全部評価しまして、それをどのぐらいの耐用年数……耐用年数はおおむね50年が多いのですけれども、それらを全て表にもしました。その中で栃木市の一番古いのが巴波川流域の公共下水道なのですが、昭和49年から始まりまして、古いのは相

当たっているのですけれども、一番工事が大きかったのは平成10年前後なのですが、これから10年ぐらいはほとんど耐用年数が切れるものはないのですけれども、20年、30年ぐらいがピークになるのですが、30年先には年間45億円ぐらいの更新を、長寿命化をするのは別ですけれども、そういうものは考えなければならないのですが、45億円の更新が見込まれるということで、今のうちにかなりの経営の努力をしてお金をためていかないと将来非常に困った状態が起こるということがわかりましたので、経営戦略を含めましてそこら辺をしっかりとやっていくつもりで考えております。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 当然そうなってきますと、例えば議会でも予算の組み方というか、予算にかけるときも当然出てくるでしょうし、職員全体あるいは議会全体で、これが企業会計になって今後重要な問題だということをもみんなで認識するというのも必要だと思いますので、要望して終わります。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 今関連するのですけれども、企業会計ということで、国からの方針で、独立自営できちっと水道事業等と同じようにやってほしいという方針があって、それに市も乗ったわけですけれども、628ページの中ほどですけれども、第10条で、26億1,434万7,000円というような大きな額が一般会計からこの下水道会計に入るということですね。これは、いろいろちょっと調べますと、今後もずっとこれが続いていくということのようですけれども、この辺についての執行部の内容説明をお願いしたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 寺内下水道業務課長。

○下水道業務課長（寺内国雄君） お答えいたします。

まず、この628ページを見ていただければと思うのですが、資本費に対する補助ということで、これが一番大きいことになっております。この内訳を見ますと、企業債の利子、償還金ということ、減価償却費等々なのですが、どうしても料金を上げればだんだん減っていくのですけれども、それにも限りはありまして、国のほうで定めております基準内繰り入れができる基準というのがありまして、それを含めまして、来年度に関しましては23億何がしという金額になります。今後景気が改善をしまして、実際には企業債の元金利子等については、だんだん工事も少なくなっていますので、減っております。それに伴って、現在の借りている金利が非常に安いものでありますから、利子は減っておりますので、来年は多分一般会計の繰り入れは今年より、だんだん減っているのですけれども、そのうち更新を迎えるに当たりまして、いろんな方法を駆使しまして、お金を少しでもためなければならぬという考えでおります。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 基準内繰り入れがほとんどであるというようなことなわけですね。（1）か

ら（6）を足すと26億円になるわけですね。その中の（6）が23億7,893万3,000円と。これが償還金とかそういうことで、一般会計から当然入れるものというふうに説明があったと思うのですが、もうちょっと詳しく聞くと、23億7,800万円うちの企業債、返還金、借金を返すというのはどのくらいあるのですか。

○委員長（大谷好一君） 寺内下水道業務課長。

○下水道業務課長（寺内国雄君） お答えをいたします。

別冊の参考資料というのがございまして、25ページを見ていただけますか。一番後ろです、別冊参考資料の。その2項、ちょうど真ん中辺になりますが、企業債の償還金、元金として18億9,800万円というのがあります。ページがまた戻るのですけれども、21ページ、下のほうになりますが、企業債の利息ということで5億3,000万円が大きなものです。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 了解しました。ほとんどがこういう形で今後とも返還を入れていくという、一般会計からですね、ということを理解しました。

前のページにちょっと戻っていただきたいのですけれども、625ページなのですけれども、今回の予算では14億円程度の公共下水道建設事業が計画されています。この概略についてお伺いしたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 益田下水道建設課長。

○下水道建設課長（益田弘之君） 公共下水道建設事業約14億弱が計上されております。そのうちの工事請負費が約11億9,000万円あります。公共下水道は、工事請負費はほぼ管路新設と、あと舗装の復旧費、それから公共ますの新たな設置とか、それが全部入っているのですが、管渠の設置費で申し上げますと、下水道はご存じのように工事を集中してやっていくものですから、今年と同じような場所が多いのですが、来年度、平成30年度予定しておりますのは、栃木地域では平井地区、園部4丁目地区、それは國學院栃木高校の東、それから栃木農業高校の東付近を予定しております。それから、野中町。野中町は運動公園西の野中町歩道橋から北へ上がっていく、大森のほうに向かっていく幹線、それから野中西地区、その歩道橋から西へ入る地区、それから運動公園に向かっていく東へ入る地区。それと、今度は東のほうの地区に向きますと、県道二宮線を東に行っていただきますと大宮北小があるのですが、その北小の東、大宮神社というのがございまして、その付近。それから、大塚地区で今年、東武の下の推進工事を今現在進めているところなのですけれども、野洲大塚駅のその南側と北側付近を下水道を集中的にやっていこうという形で栃木地域は進めております。

それから、大平地域につきましては、ゆうゆうプラザの南側、西野田地区に整備を予定しております。

同じく、藤岡地域につきましては、県道乙女線の赤麻郵便局があるのですが、ちょうど今年赤麻郵便局前あたりの県道に管を入れる工事をやっております、その県道の南と北を予定しております。

あと、岩舟地域につきましては、岩舟下津原交差点というか、下津原陸橋のすぐ東側の下津原地区に下水道工事をしていくことで予定しております。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） ありがとうございます。何か時間も過ぎていて、余りやると怒られそうなのですがけれども、一番最後の固定資産取得ということで、約6,000万円これは取得されているのですけれども、この内容についてお伺いしたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 益田下水道建設課長。

○下水道建設課長（益田弘之君） これは企業会計とか予算を組むのでこういう取り方になったのですが、実際には雨水渠整備事業の調整池になる部分の土地を取得する予定でございます。ちょうど市営住宅、現在解体工事最中なのですが、市営住宅の底地にもなる部分でございます、その中の……

〔「どこですか、片柳ですか」と呼ぶ者あり〕

○下水道建設課長（益田弘之君） そうです、片柳です。片柳の市営住宅の解体をしているのですが、そこに調整池を予定しております、その片柳市営住宅の一番南に、いずれ堤防に穴をあけて樋門を、樋管をつくります。その樋管の工事に、まず一番最初にやっていくために、その一番南側の地権者お二人から約4,300平米の土地の買収を予定しております。その4,300平米の土地購入代がこの5,990万円でございます。

以上です。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑ありませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） そういう変な顔をしないでよ。

○委員長（大谷好一君） もう少し勉強したほうがいいのではないですか。

○委員（大武真一君） いや、聞いたら何かまずいの。聞いたらまずいと委員長が言うなら、まずいと。

〔「何回も同じこと聞いていてもしょうがないんじゃない」と呼ぶ者あり〕

○委員（大武真一君） 何、質問権はあるのではないですか、我々には。

○委員長（大谷好一君） どうぞ。

○委員（大武真一君） 問題あるの。全然問題ないよ。

平米当たりの単価は計算すれば出るのだけれども、その単価はきちっとして、大丈夫なのですか、
買い取り価格は。

○委員長（大谷好一君） 益田下水道建設課長。

○下水道建設課長（益田弘之君） 平成二十、ちょっと年度までははっきり定かでないですが、今までの中で一度土地鑑定をしております、年数がたっておるものですから、平成30年度新たに見直しします。

以上でございます。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 見直ししますということ、改めて見直した結果、これで買うわけでしょう。

○委員長（大谷好一君） 益田下水道建設課長。

○下水道建設課長（益田弘之君） 時点修正ですので。正確な補償費を払うために正確に出すものから、その時点修正を新年度の予算でやります。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようですから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第8号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（大谷好一君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもって建設常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

（午後 零時18分）